

金沢市創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金交付要綱

(令和3年3月31日決裁)

改正 令和6年9月17日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、創エネ・省エネ・蓄エネ設備等の普及の拡大を図ることにより、地球温暖化を防止するため、創エネ・省エネ・蓄エネ設備等を設置する者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創エネ・省エネ・蓄エネ設備等 住宅用太陽光発電システム、HEMS、住宅用蓄電システム、住宅用燃料電池システム、住宅用ハイブリッド給湯器及び住宅用断熱窓をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、住居部分に電力を供給するシステムをいう。
- (3) HEMS 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を図るとともに、電力使用を調整するなどの制御機能を有しているシステムをいう。
- (4) 住宅用蓄電システム 蓄電池部及びインバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置から構成される一体の装置であって、住居部分に電力を供給するシステムをいう。
- (5) 住宅用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、住居部分に電気及び熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (6) 住宅用ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ、潜熱回収型ガス給湯器及び貯湯ユニットから構成され、住居部分に熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (7) 住宅用断熱窓 次のアからウまでのいずれかの方法により設置した窓をいう。
 - ア 内窓設置 (既存の窓の内側に新しい窓を設置する方法をいう。以下同じ。)
 - イ 外窓交換 (既存の窓を取り除き、新しい窓に交換する方法をいう。以下同じ。)
 - ウ ガラス交換 (既存のサッシを利用して、ガラスを交換する方法をいう。以下同じ。)

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「設置者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 次条に規定する補助対象設備の導入のうち、次のいずれかに該当するものを行う者であること。

ア 創・省エネ設備の一体的導入（住宅用太陽光発電システム及びH E M Sを同時に設置することをいう。以下同じ。）

イ 住宅用蓄電システムの設置

ウ 創・省・蓄エネ設備の一体的導入（住宅用太陽光発電システム、H E M S及び住宅用蓄電システムを同時に設置することをいう。以下同じ。）

エ 住宅用高効率エネルギー設備（住宅用燃料電池システム又は住宅用ハイブリッド給湯器を設置する事業をいう。以下同じ。）の設置

オ 住宅用断熱窓の設置

(2) 当該補助対象設備の設置に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 自己の所有していない建物又は共同住宅の専用使用権を有する共用部分に補助対象設備を設置する場合は、所有者、管理組合等の同意を得ていること。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当する設備とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める表に規定する対象設備の要件に該当する設備であること。

創・省エネ設備の一体的導入	別表第1
住宅用蓄電システムの設置	別表第2
創・省・蓄エネ設備の一体的導入	別表第3
住宅用高効率エネルギー設備の設置	別表第4
住宅用断熱窓の設置	別表第5

(2) 未使用のものであること。

(3) 補助金の交付対象者となる者が購入するものであること。

(4) リース品ではないこと。

(5) 設置する補助対象設備について、過去に金沢市から補助金の交付を受けていないこと。

(6) 設置に関して、法令、条例等に適合していること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象設備の購入に必要な経費及びその設置と一体不可分の工事に係る費用の総額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が当該各表に定める補助金の額を超えない場合は、当該補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置日（別表第1から別表第5までに規定する設置日をいい、複数の補助対象設備を同時に申請する場合は、設置が最も遅い補助対象設備の設置日とする。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置日の属する年度の翌年度に属する日となる場合には、当該設置日の属する年度の3月31日）までに、創エネ・省エネ・蓄エネ設備設置費補助金交付申請書（別記様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該補助金の確定した額を当該申請をした者に通知する。

(協力等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その設置後2年間、設備に関する報告及び本市の地球温暖化対策事業への協力を求めることができる。

(手続代行者)

第9条 設置者は、第7条の規定による交付申請を、補助対象設備の販売等をする者に代行させることができるものとする。

2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事

務を処理しなければならない。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱（平成16年4月1日決裁）

(2) 金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱（平成20年4月1日決裁）

(3) 金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱（平成21年4月1日決裁）

(4) 金沢市住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付要綱（平成28年3月31日決裁）

附 則

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別表第1 創・省エネ設備の一体的導入（第4条、第6条、第7条関係）

補助対象者	自己が居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を設置する者又は対象設備が設置された市内の住宅を購入し、居住する者であって、電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結している者
対象設備の要件	(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる全ての要件に該当するもの ア 太陽電池の公称最大出力の合計値が2.0kW以上であること。

	<p>イ 発電した電力を自己が居住する住宅（共同住宅の場合は、個人住居部分）において使用すること。</p> <p>ウ 配線方法が余剰配線であること（全量配線でないこと）。</p> <p>エ 住宅用太陽光発電システムの設置に係る行為が景観形成基準（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。）に適合していること。</p> <p>(2) HEMS 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>ア 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測し、及び蓄積し、見える化が図られていること。</p> <p>イ エコネットライトによる空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。</p> <p>ウ エコネットライトを標準的なインターフェースとして搭載していること。</p>
補助金の額等	1件当たり50,000円。この場合において、補助金の交付は、一の住宅につき1回を限度とし、別表第3の規定による補助金と重複して支給を受けることはできないものとする。
設置日	住宅用太陽光発電システムの電力会社との系統連系開始日又はHEMSの保証書に記載される保証の開始日のいずれか遅い日

別表第2 住宅用蓄電システムの設置（第4条、第6条、第7条関係）

補助対象者	自己が居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を設置する者又は対象設備が設置された市内の住宅を購入し、居住する者
対象設備の要件	次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)住宅用太陽光発電システム等の設備と常時接続し、その設備が発電する電力を充放電できるものであること。 (2)蓄電容量が2.0kWh以上のもので、定置用のものであること。
補助金の額	1件当たり100,000円。この場合において、補助金の交付は、一の

等	住宅につき1回を限度とし、別表第3の規定による補助金と重複して支給を受けることはできないものとする。
設置日	保証書に記載される保証開始日

別表第3 創・省・蓄エネ設備の一体的導入（第4条、第6条、第7条関係）

補助対象者	別表第1と同様
対象設備の要件	次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 住宅用太陽光発電システム及びHEMS 別表第1に規定する要件 (2) 住宅用蓄電システム 別表第2に規定する要件
補助金の額等	1件当たり150,000円。この場合において、補助金の交付は、一の住宅につき1回を限度とし、別表第1及び別表第2の規定による補助金と重複して支給を受けることはできないものとする。
設置日	別表第1の設置日又は別表第2の設置日のいずれか遅い日

別表第4 住宅用高効率エネルギー設備の設置（第4条、第6条、第7条関係）

補助対象者	自己が居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を設置する者又は対象設備が設置された市内の住宅を購入し、居住する者
対象設備の要件	次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定めるものであること。 ア 住宅用燃料電池システム 一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定しているもの又はこれと同等以上の性能を有すると市長が認めるもの イ 住宅用ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ及び潜熱回収型ガス給湯器を併用するシステムで、電気式ヒートポンプの中間期標準加熱条件（JIS基準に規定するヒートポンプ加熱性能試験の温度条件の中間期標準加熱条件をいう。）におけるCOPが4.7以上であり、かつ、潜熱回収型ガス給湯器の給湯部熱効率が94パーセント以上であるもの

	(2) 都市ガス又はL P ガスを燃料とするものであること。
補助金の額等	住宅用燃料電池システムにあつては1件当たり50,000円、住宅用ハイブリッド給湯器にあつては1件当たり40,000円。この場合において、補助金の交付は、一の住宅につきいずれか1回を限度とする。
設置日	保証書に記載される保証開始日

別表第5 住宅用断熱窓の設置（第4条、第6条、第7条関係）

補助対象者	自己が居住する市内の既存住宅（店舗等との併用住宅にあつては、住居部分）に対象設備を施工業者に委託して設置する者			
対象設備の要件	次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 主たる居室（日常生活上在室時間が長い居室等をいう。）の外気に接する部分のうち、原則として全てに設置することとし、その単位は、一の居室単位とする。この場合において、主たる居室に設置をする場合に限り、同時にトイレ及び浴室に設置するものについても補助金の交付の対象とすることができる。 (2) 内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う方法で実施すること。 (3) 熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の製品であること。			
補助金の額等	次に掲げる1箇所又は1枚当たりの補助金額に設置箇所数又は設置枚数を乗じた合計の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、50,000円を超えないものとする。この場合において、補助金の交付は、一の住宅につき1回を限度とする。			
	設置方法	面積	補助金額	
	内窓設置 外窓交換	サッシの外枠寸法	大（ 2.8m^2 以上）	1箇所当たり 10,000円
			中（ 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満）	1箇所当たり 7,000円
			小（ 0.2m^2 以上 1.6m^2 未満）	1箇所当たり

				4,000円
	ガラス 交換	ガラスの 寸法	大 (1.4m ² 以上)	1枚当たり 4,000円
			中 (0.8m ² 以上1.4m ² 未満)	1枚当たり 2,500円
			小 (0.1m ² 以上0.8m ² 未満)	1枚当たり 1,500円
設置日	設置を完了した日			